

給水装置工事施行基準

2 0 1 1

(2015.6 改正版)

鹿 児 島 市 水 道 局

- (8) 敷地内でメーターまでの距離を長くする場合は、道路境界に近接した場所に止水栓又は仕切弁を設置すること。
- (9) 受水槽等に取り付けるボールタップの手前には止水栓を設置しなければならない。
- (10) 配水管の分岐箇所から水道メーターまでの距離が長い場合又は大幅な水路横断などで管理者が必要と認めた場合は、管理者が指定した位置に止水栓又は仕切弁を取り付け仕切弁室を設置すること。

7 止水栓ボックス及び仕切弁室

- (1) 止水栓ボックスは、鋳鉄製又はFRP製の内径15cm以上のものを使用する。なお、公道上は仕切弁室を使用し、敷地内は深さ25cm以上のものを使用する。
- (2) 敷地内の青銅製仕切弁は、仕切弁室又は止水栓ボックスを使用し、ハンドル深さは20cmから40cmとする。ただし、車両等の乗る所は、仕切弁室とする。
- (3) 仕切弁室は、レジンコンクリート製又は鉄筋コンクリート製、蓋は鋳鉄製とする。ただし、公道及び公道に準ずる場所に設置する仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。

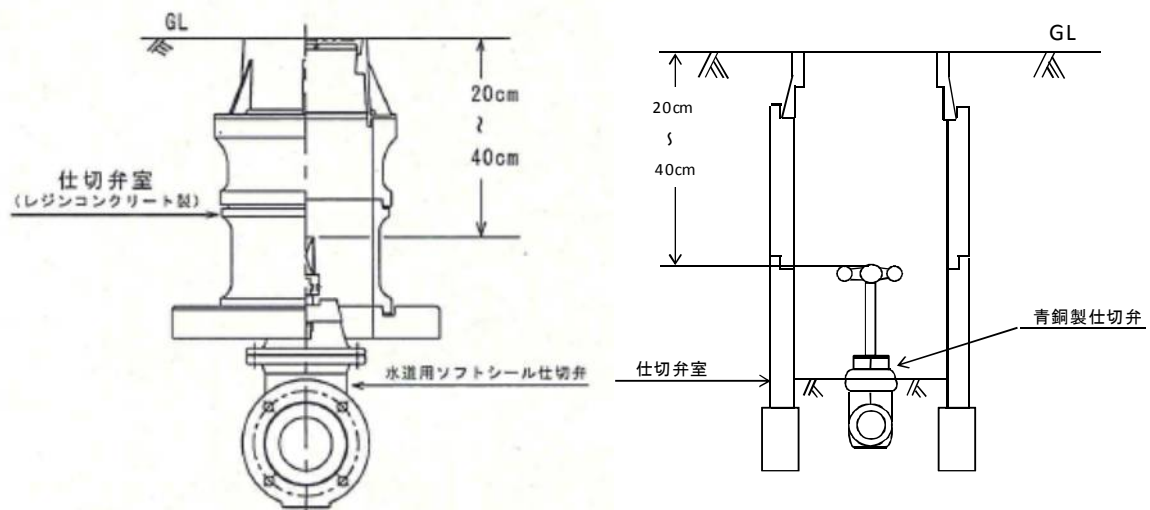


図 3 - 77

- (4) ボックス及び室類は、雨水及び土砂等が浸入しないように据え付ける。
- (5) 据え付け高さは復旧面と同一高さとする。

8 逆止弁の設置

配水管への水質汚染事故を未然に防止するために、メーターの下流側に逆止弁を設置すること。

設置図等については、(図 3 - 84~90)参照のこと。

水 質 管 理

給水装置から出る水は、水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが、末端の給水装置において、汚染されることがあってはならない。

給水装置の設計、施工及び維持管理に当たっては、細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。

1 水質基準（法第4条第1項）

水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除くこと。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 水質基準項目及び水質管理目標設定項目

水道により供給される水は、省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について、以下に示す。

(1) 水質基準項目

「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）

表1 水質基準項目

平成27年4月1日施行

No	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1mlで形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/l以下であること
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/l以下であること
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/l以下であること
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/l以下であること
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/l以下であること
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/l以下であること

9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/l以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下であること
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/l以下であること
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/l以下であること
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/l以下であること
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/l以下であること
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/l以下であること
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/l以下であること
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること

45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/ℓ 以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下であること
51	濁度	2 度以下であること

(2) 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」
(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号)

表 2 水質管理目標設定項目

平成 27 年 4 月 1 日施行

No	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/ℓ以下
4	削除 ※1	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
6	削除 ※1	削除
7	削除 ※1	削除
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下
11	削除 ※1	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/ℓ以下
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下